

豪雪等による雪害対応時の 労働災害防止対策



基礎的実施事項

- (1) 雪害対応特有の危険性・有害性に着目したリスクアセスメントの実施、適切な作業計画の樹立
- (2) 適切な装備の着用（滑り止めの付いた靴等）
- (3) 気象情報の収集、悪天候時における作業中止の手順の確立
- (4) 疲労時の作業停止

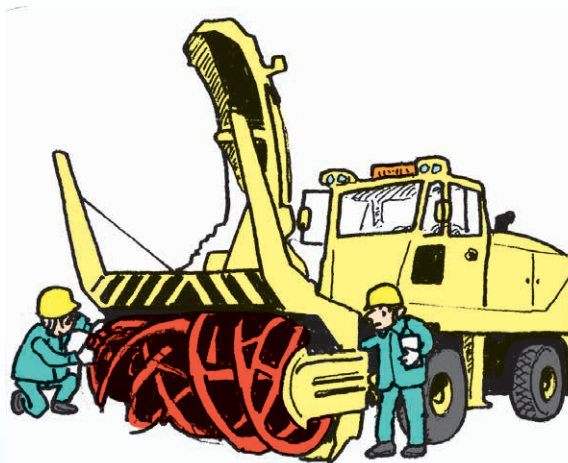


建設業労働災害防止協会（事業部復旧復興工事安全衛生対策支援センター）
各自然災害関連工事安全衛生支援センター（建災防各都道府県支部）

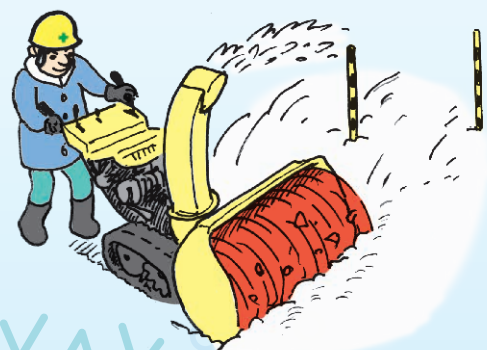
I 安全な除雪作業のために

1. 道路除雪作業について

- (1) 大雪や吹雪等の悪天候時には作業を行わないこと。また、除雪中に視界が悪くなったときには作業を中止すること。
- (2) 車両系建設機械等を除雪機械として使用する場合は、当該機械等との接触を防止するため、運転時の周囲の確認、監視員等の配置、立入禁止の措置を徹底すること。
- (3) 除雪作業をホイールローダー、ショベルローダーの車両系建設機械等を使って行う時は、必ず有資格者が運転すること。
- (4) 長期間使用していない除雪機械等を使用する場合は、作業前の点検及び操作方法の確認を行ってから作業を開始すること。



- (5) 除雪作業中の労働者の転倒災害を防止するため、事業場において滑りにくい長靴等をあらかじめ準備すること。
- (6) 除雪を行う場所に路肩及び側溝など墜落転落の危険がないか、段差など転倒の危険がないか確認し、危険な場所にはポール等の標識を設置すること。
- (7) 除雪機に雪が詰まった場合は、エンジンを止めて取り除くことを徹底すること。



2. 屋根等からの雪下ろし作業について

- (1) 屋根等への昇降に、移動はしごを使用する場合は、十分な長さのものを使用し、上部の固定等転位の防止措置を講ずること。
- (2) 移動はしご及び脚立を使用する際は、靴底に付いた雪を除去してから昇降すること。
- (3) 墜落の危険のある高さ2メートル以上の屋根上又ははしご上で除雪作業を行う場合は、親綱等を設け、安全帯を使用すること。
- (4) 屋根上での除雪作業に当たっては、屋根の先端を識別できるようにして、屋根の先端には近づかないこと。また、屋根上と軒下の同時並行作業を行わないこと。
- (5) 軒下での除雪作業は、軒先の雪庇の状況を事前に確認し、雪庇を落下させる等の措置を講じてから作業を行うこと。
- (6) 除雪作業に際しては、必ず保護帽を着用すること。



Ⅱ 建設工事現場の安全確保のために

1. 仮設物の倒壊等の防止

- (1) 降雪の状況を見ながら適時に除雪を実施すること。
- (2) 除雪は上層から下層に向けて作業すること。上層で行う場合、下層を立入禁止とすること。
- (3) 急激な積雪により倒壊の危険のある場所への立入禁止を徹底すること。



2. 雪崩への巻き込まれについて

- (1) 雪崩の危険がある場所に事務所、詰所を設置しないこと。
- (2) 工事開始前に雪崩の発生に備えた監視・連絡体制、避難方式等を決定しておくこと。
- (3) 各作業開始前に作業箇所周辺の雪庇、亀裂、吹き溜まりなどがなく確認の上、作業開始の適否を判断すること。
- (4) 降雪期間中は、雪崩に関する警報・注意報など必要な気象情報を把握しておくこと。
- (5) 雪崩の発生が予想される場合は作業を中止し、危険区域への立入りを禁止すること。

自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業

自然災害関連工事に従事する皆様を対象に、安全衛生の専門家を派遣し、無料で現場パトロールと安全衛生教育を行います。



復旧・復興工事安全衛生確保支援サイト

自然災害発生後の緊急作業時等に行う、自主的な安全衛生活動に活用できる資料を提供します。

